

「山行時におけるマイカーの使用について」「マイカー規定」

2023年11月1日

1. 山行に使用する車両は、次の項目を満たしていること。
 - ・車両、法定に定める点検整備を十分に行っていること。
 - ・使用車両は、自賠責保険のほか任意保険に加入していること、また車両保険にも加入していることが望ましい。
 - (任意保険は対人で1億円以上。年齢制限・家族限定などに注意)
 - ・気象・地形・その他トラブルに対処できる付属装備を搭載していること。
 - (スノータイヤ・チェーン・ブラスターケーブル・スコップ・ロープ・工具等)
2. 車両の運転に際して
 - ・道路交通法規を守り、安全運転に留意すること。高速道路走行時、シートベルトは全員が着用すること。
 - ・疲労などにより安全運転が遂行できないときは、直ちに運転を中止し交代するか休憩をとること。
 - ・原則として交代要員を助手席に乗せ、ナビゲーターなど運転助手役を果たすこと。
3. 山行使用車両
 - ・リーダーは、使用車両を一定の人の車両に偏らないように使用車を決める山行参加者も配慮した協力する。
 - (車両所有者が使用車両として同意する場合はこの限りではない)
4. 車両使用に関する費用について
別紙 山行時におけるマイカー利用における使用料
5. トラブル・事故発生時の諸費用について
 - ①事故に関しては、使用車両の自動車保険にて処理することを第一とする。
 - しかし、軽微なものについては車両所有者の判断にゆだねる。
 - ②トラブル・事故の諸費用（保険で処理した場合は翌年以降から保険料が増額される金額を含む）の処理は、運営委員会で当事者から説明を受け処理手続きを行う。
 - ③トラブル・事故の諸費用は、総額（会員同士の複数台の衝突等の事故であっても該当事故の総額）の半額を会の余剰金から支払う。（上限20万円）残額を車両所有者・山行参加者で均等割りする（個人上限2万円）。
 - ④トラブル・事故の諸費用の適用は複数の会員が集合場所からの乗合せ出発から帰着までとする。
 - ⑤複数台の乗合せ時の事故の場合は事故車両以外の車両提供者は無負担とする。
 - ⑥スピード違反等の罰則金については、運転者に全責任があるものとする。
 - ⑦事後にわだかまりなどが生じないように、当事者間で十分話し合いの上、処理する。
6. その他
遠方への山行（片道の運転時間が3時間を超えるような山行）の場合は、参加者で相談して1日自動車保険等の申し込みを推奨する。

本会は、交通事故に関する一切の責任を負わない。

マイカー使用登山の参加者は以上の規定に同意の上、参加するものとする。

規定に無い事象が発生した場合には運営委員会にて協議とする。